最終更新日:2015年12月14日
株式会社CDG
代表取締役社長 大平 孝
問合せ先:06-6133-5200
証券コード:2487
http://www.cdg.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

企業は株主から資本を託され、事業活動を通して利益を計上し、継続的に株主価値を高めていくことを期待された存在です。そこで、当社においては、企業価値が認められ継続的に成長を続けるために、経営の透明性と効率性を確保するとともに、コンプライアンスの徹底を行うことで、従業員や債権者、顧客を含む取引先、消費者、地域社会等の株主以外のステークホルダーから信頼を得ることが重要であると認識しております。これらを前提に当社といたしましては、取締役・監査役の選任、報酬の決定、経営監視、コンプライアンスの確保を含む経営の諸問題に対して、「透明性の確保」、「適正性の確保」、「独立性の確保」、「意志決定の迅速化」を希求し、真に競争力を有した企業として成長すべく、コーポレートガバナンスの確立・強化を経営の最重要課題として位置づけております。
当社の経営機関制度につきましては、経営方針等の重要事項に関する意思決定機関及び監査機関として取締役会、業務執行機関として代表取締役、監査機関として監査役という、従来から商法に規定されている機関制度を基本としております。その上で意志決定機関を強化するために幹部会等の制度を設置しており、経営責任の明確化と業務執行の迅速性、意思決定の透明性の向上を図っております。従いまして、当社におけるコーポレートガバナンスは、監査役型の経営機関制度を基軸としつつ、重要な業務執行課題については幹部会等で十分な議論を経て迅速に展開し、これを取締役会が監督するという仕組みを基本としており、現体制は有効にその機能を果たしていると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は JASDAQ 上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本5原則を遵守しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
藤井　勝典	2,535,790	40.63
ノムラピービーノミニーズ ティーケーワンリミテッド	645,900	10.35
株式会社CDG	401,956	6.44
株式会社伊予銀行	279,000	4.47
CDG取引先持株会	187,700	3.00
CDG社員持株会	184,410	2.95
藤井　敦	99,600	1.59
株式会社池田泉州銀行	90,000	1.44
岸本　好人	75,700	1.21
第一生命保険株式会社	60,100	0.96

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況は、平成27年9月30日現在の状況です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員	

数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
竹原　相光	公認会計士											
守山　淳	他の会社の出身者											
西野　満也	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
竹原　相光		他の会社の出身者であります。	同氏は、公認会計士としての専門的見地から、主に会計及びコンプライアンス等に関して意見を述べるなど、これまで培ってきた豊富な経験と知識を有していることから社外取締役として選任しています。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、高い独立性を有しております。
守山　淳	○	他の会社の出身者であります。 なお、独立役員に指定しております。	同氏は、東証一部上場企業において取締役まで歴任しており、経営戦略やコーポレートガバナンスに関する幅広い事項に意見を述べるなど、これまで培ってきた豊富な経験と知識を有していることから社外取締役として選任しています。また、社外取締役 守山 淳 氏は、当社との間に特別な利害関係がなく、一般株主との利益相反の 事態を生じる恐れがないものと判断し、守山氏を独立役員として指定しました。

西野　満也	○	他の会社の出身者であります。 なお、独立役員に指定しております。	同氏は、企業経営における豊かな経験と高い見識に基づき、客観的で広範かつ高度な視野から 当社の企業活動に助言いただきたいため、社外取締役として選任しています。また、社外取締役 西野 満也 氏は、当社との間に特別な利害関係がなく、一般株主との利益相反の 事態を生じる恐れがないものと判断し、西野氏を独立役員として指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社では内部監査の重要性に鑑み、独立した内部監査室を設置して、内部監査規程に基づき、内部管理体制の適正性を総合的、客観的に評価するとともに、抽出された課題等に対し改善に向けた提言及びフォローアップを行なっております。
また、監査役と内部監査室との連携並びに相互補完を進めるため、年次監査計画の立案段階における意見交換に始まり、個別案件の内部監査実施毎に情報交換会を開催しており、当社内部統制の機能状況について、それぞれの職責に基づいたチェックを行なっております。こうした情報交換を通して監査役は、当社グループにとって重要な事業リスクの内容について、個別詳細な現状も含めて一層タイムリーに理解することができますので、当該リスクを回避・軽減するために求められる内部統制という視点も踏まえて、監査役として果たすべき取締役の業務執行の適法性に対する検討はもとより、監査効率と監査効果を高めることが出来ると認識しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小口　知行	他の会社の出身者													
安田　功	税理士													
大塚　和成	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小口　知行		過去において当社での勤務実績はございません。	同氏は、ボーデンジャパン株式会社経理部長、サンドビック株式会社カンタル事業部管理部長、同社執行役員等を歴任し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから社外監査役として選任しています。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、高い独立性を有しております。
安田　功	○	過去において当社での勤務実績はございません。 なお、独立役員に指定しております。	同氏は、税理士としての専門的見地から、主に税務及び会計等に関して意見を述べるなど、これまで培ってきた豊富な経験と知識を有していることから社外監査役として選任しています。 社外監査役 安田 功 氏は、当社との間に特別な利害関係がなく、一般株主との利益相反の事態を生じる恐れがないものと判断し、同氏を独立役員として指定しました。
大塚　和成		過去において当社での勤務実績はございません。	同氏は、弁護士としての専門的見地から、主に企業法務及びコンプライアンス等に関して意見を述べるなど、これまで培ってきた豊富な経験と知識を有していることから社外監査役として選任しています。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、高い独立性を有しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

2014年3月に第1回目の付与を実施いたしました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

2014年3月に第1回目の付与を実施いたしました。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額につきましては、事業報告及び有価証券報告書において開示されており、その内容は当社のホームページにおいても掲載されております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役報酬額は、平成26年6月26日開催の第40期定時株主総会決議により年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と定められています。また、監査役報酬額は、平成15年6月26日開催の第29期定時株主総会において年額20,000千円以内と定められています。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

専従スタッフは設置しておりませんが、必要に応じて管理部にて適宜対応する体制としております。情報伝達体制につきましても管理部にて実施、取締役会の議題に関する資料の事前配布、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

1. 取締役会
当社の取締役会は、取締役8名で構成されており、経営の基本方針、業務の意思決定及び取締役間の相互牽制による業務執行の監督を行う機関として位置づけ運営されております。取締役会は、定時取締役会が毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営判断の迅速化に努めております。また、子会社の重要事項につきましても、グループ経営の観点から当社の取締役会で報告を行なっております。

2. 監査役会
当社の監査役会は監査役4名で構成されており、定期的に監査役会を開催しております。各監査役は定時及び臨時取締役会に出席するとともに、その他重要会議にも出席を行い、取締役の業務執行に対する具体的な意見を具申するとともに、リスク管理、コンプライアンスを監視できる体制をとっております。また、監査の有効性・効率性を高めるため内部監査室とは積極的な情報交換を行い連携を保つとともに、監査法人の独立性を監視し、監査法人からの監査計画の説明及び監査結果の報告などにより監査法人とも連携を図っております。なお、監査役のうち3名は社外監査役であります。

3. 会計監査人
当社は会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任しております。

4. 独立役員
コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みのひとつとして、独立役員3名（社外取締役2名、社外監査役1名）を指定しております。

5. 内部監査室
当社の内部監査室は、内部監査室長にて構成されており、内部監査規程に基づき内部監査を実施しております。内部監査室長は毎期監査計画を作成し、その監査計画に従って監査業務を実施するとともに、必要に応じて監査役及び監査法人との調整・連携を図り、効率的な監査業務の遂行を行っております。

6. 幹部会
毎週開催される、社長、取締役及び各部門の指定メンバーが参加する会議において、経営、事業の遂行に関する事項について部門横断的に活発に協議、決定し、部門間での情報共有及び部門間での重要事項の方向性の確認を行うとともに、事業展開上のリスク要因となる可能性が考えられるものの洗い出しを行い対策を検討しております。

7. 弁護士及び監査法人等その他第三者の状況
当社は、弁護士法人大江橋法律事務所及び弁護士法人二重橋法律事務所と顧問契約を締結し、法律問題に関し適時に助言と指導が得られる体制をとり、国内及び海外の諸問題について随時相談することで、会社運営上の法的リスクの軽減を図ると共に、経営に対する法的コントロールを機能させ、コンプライアンスを強化しております。また、有限責任監査法人トーマツの会計監査を定期的に受けるほか、会計上の問題点については随時確認を行い、会計処理の適正性に努めております。税務関連業務に関しましても、外部専門家と契約を締結し、必要に応じてアドバイスを受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会制度を採用しております。3名の社外取締役を含む取締役会において、経営の重要課題に関する意思決定と業務執行の監督を行い、監査役会がそれを監視する体制が、当社経営において有効であると判断するためであります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会のビジュアル化を推進しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	プレスリリース、決算短信（年4回）、事業報告書（年2回）、有価証券報告書、四半期報告書を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	個人情報保護規程を制定・運用するとともに、プライバシーマークを認定取得しております。また、個人情報保護方針を策定し、当社のホームページ及び事務所等に掲示しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	地球環境に対する意識、関心が年々高まっており、企業、一般消費者を問わず、環境に対する責任が求められています。このニーズに応えるため、当社は事業活動を通して、人と地球環境にやさしい企業を理念に据えて、多様なビジネスのニーズに応えていきたいと考えています。 具体的には、当社取扱商品であり年間約2億個販売しているポケットティッシュにつきましては、原紙を大量に消費するため、環境に優しい原木（アカシア）の使用を促進するとともに、森林の育成管理や木材加工・流通に関する国際基準であるFSC認証を平成19年2月に取得し、環境への配慮を行っております。 その他、ISO14001を取得し、省資源・省エネルギーでの事業活動推進を行っております。
その他	経営方針の中核事項として「三位一体満足の経営」を掲げ、株主・顧客・社員の満足度を追求していくこととしております。 また、当社従業員の半数以上は女性であり、女性の活力を今まで以上に発揮してもらうことが必要と考えております。そのような事から当社では社外取締役に女性を登用し、これまで以上に女性の意見を経営に反映していく方針であります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

コーポレート・ガバナンスは経営者が自己の責任をどのように果たしているかについて、株主をはじめとしたステークホルダーに説明できるように、自己の企業経営という職務を果たすための仕組みであると考えており、それはリスクマネジメントと統合された内部統制そのものであると認識しております。そういう意味で当社におきましては、有効なリスクマネジメントと統合された内部統制を構築・維持することによって、はじめて企業責任を全うすることが確保出来る前提にあると考えております。また、法令遵守の意味で使用されることの多い「コンプライアンス」について、当社においては関連法規の遵守という限定的な範囲ではなく、経営理念を前提とした社内ルール等への遵守も含むものと理解しており、経営管理のプロセスであるPDCAサイクルの中に組み込まれた活動として位置づけております。また設定した仕組みが形骸化しないためにも、定期的な定量的評価が必要であると考え、内部監査においてその実態を調査、分析してフィードバックできるように、一定のモニタリングを実施しております。

【内部統制の体制整備の基本方針等】
当社は、法令に則って定款及び規程、規則を策定することを基本とし、策定した定款及び規程、規則に従うよう取締役並びに取締役会、及び監査役、内部監査室による相互牽制によって内部統制システムを構築することとし、以下の通り内部統制システムを整備しております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)取締役会は、取締役会規程に則り会社の業務執行を決定する。
(2)代表取締役社長は、社内規則に定めるとおり取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議、社内規則に従い職務を執行する。
(3)取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
(4)取締役の職務執行状況は、監査計画に基づき監査役の監査を受ける。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1)取締役の職務執行に係る情報については、法令及び社内規則に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、監査法人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。
(2)法令または取引所開示規則に則り必要な情報開示を行えるよう、管理部長が必要な情報を集約して管理することとする。
(3)取締役の職務執行に係る情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)経営、事業の遂行に関する事項について、事業展開上リスクとなる可能性があるものの洗い出しを行えるよう、代表取締役社長、取締役及び指名メンバーが参加する会議を週次で開催することとする。
(2)特に重要と考えられる事項については、外部の専門家と対策を即時に協議できる体制を構築し、リスクによる損失を最小限度にとどめるために必要な対応を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)取締役の職務執行については、組織規程、職務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任について定め、効率的に職務の執行が行われる体制を執ることとする。
(2)取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、取締役のうち複数名を独立社外取締役とすることとする。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、内部監査室が定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、代表取締役社長及び監査役に適宜報告することを内部監査規程に定める。

6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)当社は、子会社に対して適切な経営管理を行うことを関係会社管理規程に定める。
(2)当社は、子会社に対して取締役及び監査役を派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査することとする。
(3)当社内部監査室により、定期的に内部監査を実施し、その結果を子会社にフィードバックするとともに、代表取締役社長及び監査役に適宜報告することを内部監査規程に定める。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が、職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役と協議のうえ合理的な範囲で配置することとする。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
前号の当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定には、常勤監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保することとする。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役は、取締役会のほか、その他重要会議へ出席し、重要な報告を受けられることを監査役監査規程に定める。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)監査役は、内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求めることができることとする。
(2)監査役は、監査法人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めることができることとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力による不当要求行為に対しては、毅然とした態度で対応し、取引その他一切の関係を持たないことを基本方針としております。また、対処方法に関し「反社会的勢力対応マニュアル」作成し、従業員に周知徹底するとともに、担当統括部署を管理部とし、対応に当たっては管理部が中心となって顧問弁護士や必要に応じて警察など、外部専門機関と連携して対応を行ないます。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

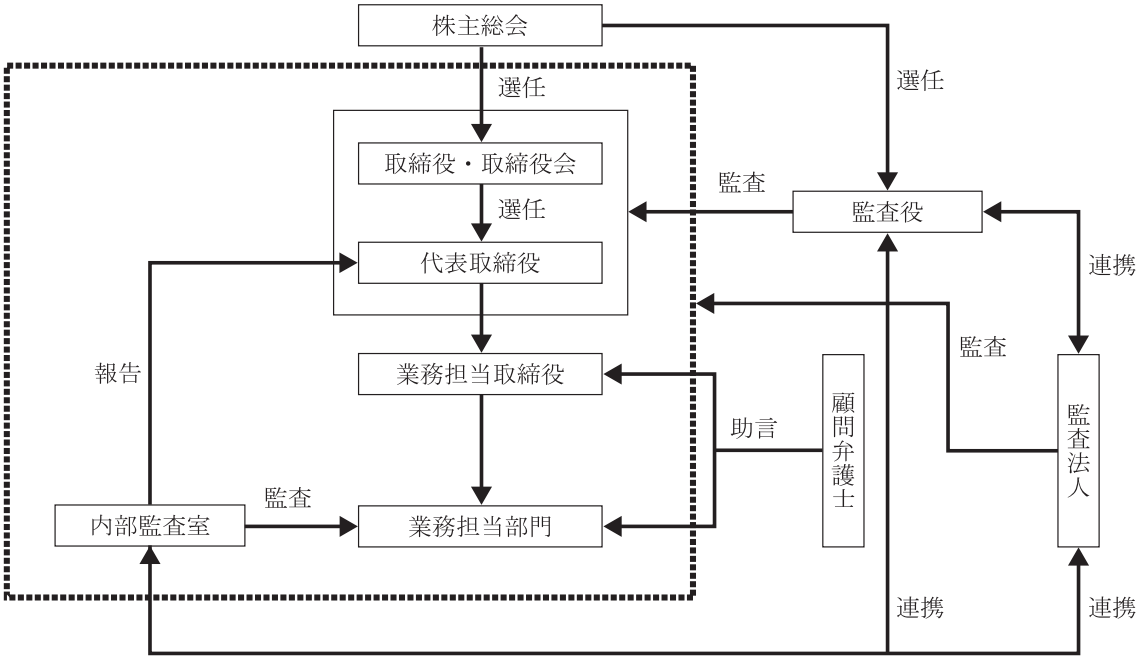
株主総会
選任
選任
取締役・取締役会
選任
代表取締役
監査
監査役
連携
監査
報告
業務担当取締役
助言
顧問弁護士
監査法人
監査
内部監査室
業務担当部門
連携
連携